鳴り砂

2-118 号（通巻 297 号）2022. 5. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811
仙台市青葉区一番町 4－1－3
仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76
電話＆FAX　022－３５６－７０９２（須田）
http://miyagi-kazenokai.com/
《郵便振替口座》02220－3－49486
会費●3000 円　賛同会費●1000 円／年

雨の中 300 人結集！「STOP！女川原発再稼働」を訴える！

春の足音も近づいてきた３月 26 日、仙台市の勾当台公園市民広場にて「ＳＴＯＰ！女川原発再稼働 さようなら原発宮城県集会」が開催され、約 300 人が参加した。主催は「さようなら原発みやぎ実行委員会」。

3.11 から 11 年がたち、あたかも原発事故などなかったかのような動きが強まり、また女川原発の再稼働がスケジュールにのぼってきている中、福島と連帯し、あくまで県民世論に基づき再稼働に反対する思いを示すために、この日の集会・デモは行われた。

まずは主催者を代表して、「子どもたちを放射能汚染から守り、原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットワークみやぎ」の本田永久子さんがあいさつに立つ。本田さんは、３月 16 日に宮城県・福島県を襲った最大震度６強の地震をあげ、改めて原発の危険性を訴えた。その上で、「福島原発事故からこれまで、放射能被ばくへの不安や子育てについて、ともに語り、学び、力を合わせて、運動を広げてきました。あきらめずに続けてきた数知れない行動や金曜デモなどが、『原発は危険がいっぱいある』『トイレのないマンションだ』と多くの人が認識する力になり、また女川原発を取り巻いて次々と起こる事故や問題に対しても、連携を取りながら、国や県、東北電力に、厳しく交渉する力になっています。『子どもたちを放射能汚染から守ろう』と堂々と言える宮城の現在を作ってきたことを確信に、女川原発再稼働をストップさせるため、力を合わせて頑張りましょう」と力強く訴えた。

続いて、「ふるさとを返せ　津島原発訴訟」原告団・元浪江町議の馬場績（いさお）さんと、弁護団共同代表の１人である大塚正之弁護士が発言に立つ。

「津島原発訴訟」は、全域が帰還困難区域である浪江町津島地区の住民が、国と東電の責任を求めて 15 年に提訴したもので、21 年７月 30 日の一審判決では、国と東電に総額計約 10 億円の

みやぎ脱原発・風の会　公開学習会 vol.18

元原発労働者が語る－原発労働と 3.11 女川原発の実態－

講師：今野寿美雄さん（子ども脱被ばく裁判原告代表・元原発労働者）
日時：６月１１日（土）15 時 30 分（～17 時 30 分）　　資料代：500 円
会場：エル・パーク仙台セミナーホール（仙台三越定禅寺通館　141 ビル５Ｆ）
主催：みやぎ脱原発・風の会
〈連絡先〉090-8819-9920　ﾒｰﾙ　hag07314@nifty.ne.jp（舘脇）
※ＺＯＯＭでの視聴も可能です　前日までにメールにてご連絡ください

支払いを命じたものの、除染による原状回復請求は退けた。これをうけ、あくまで「ふるさとを元に戻してほしい」と原告が控訴し、現在仙台高裁での２審を準備中だ。

馬場さんは、ロシアのウクライナ侵攻を批判し、原発の危険性が改めて浮き彫りになったことをあげた上で、「原発は、自然もふるさとも全部破壊する。女川原発を再稼働させてはならない！」と発言。実際に原発の事故によりふるさとを失った当事者の言葉だけに、参加者も真剣に頷く。また大塚さんは、裁判官から弁護士に転身された熱血漢らしく、「避難計画に実効性がない限り、決して原発を動かしてはなりません。そして、実効性のある避難計画は無理なのです」と熱く訴えた。

次に、女川原発再稼働差止訴訟原告団副団長・元北上町十三浜漁協組合長の佐藤清吾さんが発言に立つ。北上町は今は石巻市に編入されてＵＰＺ内だが、佐藤さんは、漁協組合長として、震災前から、六ヶ所再処理工場の稼働に反対するなど、一貫して国の原子力政策に反対してきた。この日の集会でも、福島原発から流されようとしている汚染水の排出に断固反対し、「原発の周辺に『自分の土地を売ってもいい』という私有地があるんです（汚染水保管タンクが増設可能ということ）。国は放出ありきで、その他の手段を真剣に検討していない」と批判した。

最後に、大崎住民訴訟原告団副団長・大崎耕土を放射能汚染させない連絡会会長の若井勉さんが、裁判での検証に寄せられた 300 万円以上にものぼるカンパに謝意を示したうえで、「この検査によって、煤塵が捕捉され、間接的にセシウムが漏れていることが明らかになりました。この成果をうけ、今後の裁判でなんとか放射能汚染廃棄物の焼却処分を止める判決を勝ち取りたいと思いますので、ご支援よろしくお願いします」と発言した。

次いで、緊急アピールとして、在日ロシア大使へのメッセージを送ることを参会者一同で確認。その内容は「貴国は、ジュネーブ条約が付属議定書第一の第 56 条で、原子力発電所を攻撃の対象としてはならないと規定しているにも関わらず、ウクライナの原子力発電所を攻撃しました。稼働中の原子力発電所への攻撃は、人類史上で初めてです。制圧している原子力発電所から速やかに軍隊を撤退させることを求めます」などというものだ。

集会の最後に、「原発は放射能を拡散させる潜在的な『武器』であり、女川原発再稼働に反対して、安心して暮らせる社会を作っていこうという「集会決議」をあげ、雨の仙台市内を、コロナ対策をとって間隔をあけながらも、元気にアピール行進した。

この集会のあと、東北電力は３月 30 日、女川原発２号機について、安全対策工事完了を 2023 年 11 月に延期し、2024 年２月に再稼働させる方針を明らかにした。

しかし、安全対策工事の完了が延期された最大の理由である「圧力抑制室（サプレッションチェンバ）の耐震補強工事」については、いくつもの疑問がある（なぜこの段階で大規模な補強工事を追加で行なうことになったのか？　工事はいつから行われるのか？　その予算は？等々）。

そもそも圧力抑制室は直径約 50m、断面の高さ約 10mの巨大なドーナツ型施設で、事故時に格納容器全体の圧力が上昇した場合などに冷却して圧力を下げる。また非常用の冷却水供給の役割もあり、常時約 2900 トンのもの水を貯めている。耐震補強の予算は、これまでの安全対策工事にかかるとされてきた 3400 億円とは別立てとのこと（女川町議会原発対策特別委員会での東北電力の説明）。この工事は基準地震動が 580 ガルから 1000 ガルに上がったことによるもので、施設内に 32 本（16 本×2 セット？）の巨大な羽根（部材）を、1.5mの開口部から搬入して溶接するという「これまでに経験のない工事」（3.11 以降の地震で損傷したわけではない）と、東北電力は説明している。

なぜこの段階でこの「経験のない工事」が必要になったのか、またこの難工事が順調に行われるのか、さらに他に耐震補強などが必要な箇所がないのかなど、今後東北電力に迫っていく必要がある。

しかし、これだけの労力や費用をかけて原発を再稼働しても、またいつ地震やトラブルで止まるか分からない、さらに事故や使用済み燃料の処理もまったく解決していない原発に固執するのは、もうやめたほうがいいのではないか。今年４月の『河北新報』の調査でも、やはり再稼働に反対する県民は 56％と過半数をキープしている。この県民の思いを実現するため、これからも声をあげ続けよう。

（舘脇）

最近の気になる動き　96-5

規制委は東北電力の言いなり＝「事実確認」せず合格！

別稿『気になる動き96-4』で、21.7.12事故の素人的「事実確認」から明らかになった問題点をいくつか示しましたが、“予想どおり”規制委は主体的に「**事実確認**を進め」もせず、東北電力に4.8補正で安全性とは無関係の「文言修正」（規制庁役人にとっては手続き上最重要？）を行なわせ、早々と4.27第７回規制委会合で審査書案を了承し<4.28河北>、しかも私たちからの批判を封じ込めるためか、審査書案に対するヒアリング（科学的・技術的意見の募集）は行なわないこととしました<同河北では指摘なし>。あとは、原子力委員会と経産省の意見を待って、正式合格となります。

ところが、その審議動画を見たら、担当の山中委員の発言や、更田委員長の疑念に対する規制庁・天野氏の説明が、7.12事故などなかったかのような内容でした。

そのようなあまりに拙速・理不尽な審議だったため、急遽、以下の文書を風の会・舘脇さんから規制委宛に送ってもらいました（5.13に回答：後述）。

「４月２７日の第７回規制委員会で、女川２号機の有毒ガス防護に係る審査の担当と思われる山中委員は、今回の女川２の申請について「特有の事象があるわけではない」と発言しています。また、更田委員長の「固定源について２号炉だけを見ているのか、同じサイト内の１・３号炉も見ているのか」旨の質問に対し、規制庁天野氏は「１・３号炉も含め、すべてのものを対象としている」旨答え、また、更田委員長の「緊急時対応要員の動線に対し、１・３号炉設備であっても影響があってはならないから、ソース（固定源・有毒ガス発生源）としては１・３号炉設備も考えているのか」旨の確認質問についても、天野氏は「仰る通り」と回答しています。

ところが、女川２では、昨年７月１２日、運転員・事故対応要員も出入りする（動線である）２号機制御建屋の１階出入口及び２階更衣室付近に、１・２号機間で共用するランドリドレン処理系の排水配管を通じて、１号機廃棄物処理建屋から（沈降分離槽の空気注入作業に伴い）「硫化水素」が逆流し、作業員７名が中毒する事故が発生しています。

これについて東北電力は、硫化水素が沈降分離槽から生物学的に恒常的に発生・蓄積しているにもかかわらず、今回の申請で、同タンクが「硫化水素という有毒化学物質を保管」しているものではないから「ガイドの定める固定源には該当しない」と説明しています。また、硫化水素逆流の根本原因である「共用配管」をそのまま残し、今後は「作業時には隔離弁を閉じる手順に変更するから、２号機制御建屋には逆流しない」と主張しています。

①質問：以上の「女川２号機の特有の事象、昨年７月の事故」・１号機とのランドリドレン処理系設備の共用問題を、更田委員長や山中委員は認識しているのでしょうか。
②意見：少なくともご両名にはこの文書をお渡しくださるようお願いいたします。
③意見：本件審査書案については、上記の特殊事情に鑑み、意見募集を行なうべきです。」

さて、4.27審査書案は、7.12事故などなかったかのように、他の原発と同様の形式的なもの（コピペ）でした。有毒ガスの発生源・流通経路たる「ランドリドレン処理系共用・接続配管」には一切触れず、規制委自身の女川２再稼動審査時の「共用施設」見逃し（東北電力の申告漏れ・意図的隠ぺいが原因？）を正当化するものです。

また、「有毒ガス」とは、本来は「運転員・指示要員の対処能力が損なわれるおそれのあるもの」【規則解釈】ですから、人体に悪影響を及ぼす「ガス（有毒気体のみならず、酸素濃度２０％以下の酸欠空気や、水素・窒素・二酸化炭素・プロパン等の窒息性気体）」を、広く対象にすべきです。ところが規制委・規制庁は、「貯蔵容器等に保管された有毒化学物質（固体・液体・圧縮気体）」から漏洩・気化・蒸発により発生する「有毒ガス」（「他の有毒化学物質等との化学反応によって発生するものを含む」としながらも、実際には有毒化学物質との化学反応に歪曲）のみを対象とする、誤った前提・科学知識に基づく『毒ガスガイド』を定めています。そのため事業者は、「ガイドを参照」するのではなく、ガイドに全面的に依拠し（逆手に取り）、貯蔵保管された「有毒化学物質」に議論を収束・矮小化させ、合格を得ています。

これまでに筆者は何度も述べましたが、規制委自らが戒めているように、ガイドは「規則や規則の解釈のように規制要求を示すものではな」

く、「審査に当たっては、審査ガイドの内容に囚われることなく、審査官自らの科学的、技術的、合理的な判断に基づくことが重要」＜2021.6.16「審査ガイドの位置付け」＞なのです。

ところが、東北電力は、ガイドの不十分性につけこみ、7.12事故から誰が見ても明らかな「**有毒ガス＝硫化水素の発生源**」である「沈降分離槽（当該タンク）」について、「当該タンクは有毒化学物質である硫化水素を保管する設備ではなく、固定源として抽出する保管施設には該当しない」【右引用：3.23面談資料１・別紙11】と“詭弁”を弄し、女川２に「**対象発生源はない**」（＝固定源はない【図：4.27資料２・4枚目】）から「**防護措置は必要ない**」（ガス発生源がなければ「有毒ガス濃度が判断基準値を下回る」のは“当然”です）と、恥ずかしげもなく説明しています。

それに対し規制委は、自ら7.12事故の事実確認もせず、東北電力の言いなりになって、女川２に「特有の事象」はないとして、審査書案を容認したのです。

ただ、もしかすると、更田委員長自身は、プラント関係の審査担当・山中委員＝次期委員長（3.3第1032回審査会合の議長として、東北電力の説明や規制庁角谷氏・宮本氏の議論を認識）の「特有の事象」はない旨の説明を鵜呑みにするだけで（信頼して？）、事故の詳細や事故発生の事実すら知らなかった可能性があるのではないかとも思い、上記文書を作成した次第です。

なお、5.13に回答がありましたが、①の事故認識の質問については、規制委の令和３年7月14日第20回会議でトピックスとして7.12の事故直後に報告がなされたことと（この時点で原因は不明。共用・接続配管問題も触れられず）、令和４年2月16日第65回会議で他の原発も含めた規制検査の報告の一つとして簡単な報告（やはり共用問題について言及なし）がなされたことをもって、「報告しています」というものでした。木で鼻を括るが如き“お役人対応”で、予想通りといえば予想通りです。

そのような不十分な報告・認識だけで審査終了となることが予想されたことから、更田氏らに実態を知ってもらうべく②・③の意見も記載しましたが、「御意見につきましては承ります。」ということでした。

3. 規制要求との関係について

(1) 固定源としての整理

有毒ガス防護に係る規制要求において，設置許可基準規則第二十六条第３項第１号及び第三十四条第２項（以下，「同規則」という。）の解釈は，以下のとおりである。

【規則解釈】

a. 設置許可基準規則第二十六条第３項第１号に係る解釈

「有毒ガスの発生源」とは，有毒ガスの発生時において，運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは，有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。

b. 設置許可基準規則第三十四条第２項に係る解釈

「有毒ガスの発生源」とは，有毒ガスの発生時において，指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは，有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により，指示要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。

同規則においては，ガイドを参照し，固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合の影響を評価した上で，その結果に応じた対策を実施することとしている。また，ガイドにおいて，固定源は「敷地内外において貯蔵施設に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質をいう。」と定義されており，固定源の調査としては，「敷地内に保管されている全ての有毒化学物質」を対象としている。

今回の硫化水素流出事象において，硫化水素の発生源となった当該タンクは，洗濯廃液等を処理するランドリドレン系の処理の過程で発生するスラッジを受け入れ，スラッジを固体廃棄物として処理する前に一時的に貯留しておく設備である。（2.1 参照）このことから，当該タンクは有毒化学物質である硫化水素を保管する設備ではなく，固定源として抽出する保管施設には該当しないと判断する。

２．固定源及び可動源からの有毒ガスに対する防護措置

固定源及び可動源からの有毒ガスに対しては、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回る設計とする。

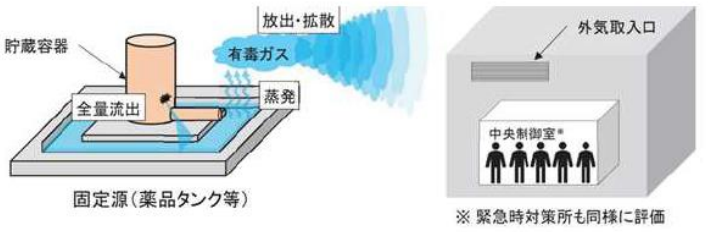

図２ 防護措置のイメージ

出典：第 1032 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料 1-2（https://www2.nsr.go.jp/data/000382529.pdf）から抜粋

なお、対象発生源はないことから、防護措置は必要ないことを確認した。

②記載のとおり上記文書が更田氏の手元に届けられるなら、（規制委のメンツ・権威を重んじる？）更田氏が、東北電力・規制庁（＋山中委員）の「7.12事故隠し」に“激怒”し、（前例のない）「審議やり直し」を命じる可能性もあるのではないかと“密かに期待”しますが、どうでしょうか。

ただし、「③意見募集を行なうことを求めます」について考えれば、担当者にはそうする権限はないと思われますので、お役人言葉の「承ります」とは‘単に担当者の自分が聞き置くだけ。更田氏等に伝えたりはしません’ということなのかもしれません。

その場合は、別の手段（直訴？）を講じる必要があるのかもしれません。何かよいアイディアがありましたら、お教えください。

＜2022.5.13 了＞

（仙台原子力問題研究グループＩ）

津島現地スタディツアーに参加して

今は人の気配が途絶えても…

渡辺豊

４月 16 日、浪江町津島地区の「現地スタディツアー」に参加して特に印象に残ったのは、原発事故がもたらす残酷な被害とは裏腹に、（不思議なことに）何かほのぼのとした温もりみたいなものでした。震災後も多分毎年見られたであろう桜が満開に咲き誇り、笑い始めた周囲の山々が美しかったからだけではありません。

確かに、10 年以上放置された帰還困難区域の現状は衝撃でした。案内していただいた原告のお宅の室内も、家屋の解体跡も、荒れ果てた田畑も、押しつぶされた養鶏場跡も、静まり返ったかつての中心街も…すべて異様、不条理で、想像を超えるものでした。私は、還暦を過ぎて新聞記者として震災に遭遇し取材して以来、「現場とは何だろう」とつらつら考えてきましたが、それは「逃れられないこと」ではないかと気づきました。活字や映像だけでは分からない現地の空気、風、匂い…だけではなく、当事者はもちろん見る側も、自分の都合で切り替えたり打ち切ったりすることが出来ない場に身を置くこと。その思いを、津島の現場を見て改めて痛感しました。

それでもなお温もりを感じたのは、歴史ある里山に息づいていた日本の原風景、というか私の心の中の原風景に出会ったからだと思います。今は人の気配が途絶えても、懐かしさを誘う通りや広場や住宅や神社から、にぎやかな近所付き合いの声や祭り囃子が聞こえてくるようでした。何よりも、「古里を、地域コミュニティーを取り戻したい」と訴える原告の方々の熱意と執念と、それでいて穏やかな笑顔が身に染みました。今回の裁判は、そうした人間らしいまっとうな営みが勝つか、目先の利害と過度の科学神話にとらわれた原発政策が勝つか、の争いなのだと思います。

津島を歩きながら私は、半世紀も前の二つの個人的な体験を思い出していました。一つは学生時代の浪江町出身の親友のこと。海辺にほど近い専業農家の彼の実家を 1969～70 年ごろ、２度ほど訪ねたことがあります。第一原発が 71 年稼働だから、ちょうど原発建設の時期だったわけで、請戸港から原発方面を見やって説明してくれた彼の（今思えば“複雑”だったような）表情をよく覚えています。彼は金属・鉱山会社に就職、最後は再生可能エネルギーの地熱発電の開発で成果を上げました。原発事故当時は秋田県に赴任していましたが結局、農業を中断せざるを得なくなった両親を引き取って福島市に移住。両親は近年相次いで亡くなり、彼は福島と浪江を時々往復して、引き継いだ農地・農業の復活を模索しています。震災数年後、何とか落ち着いた時期に再会しましたが、昔と変わらぬ笑顔に救われ、原告のみなさんの明るさが重なりました。

もう一つは、熊本での駆け出し記者時代です。公害の原点といわれた水俣病の各種裁判を取材したことがありますが、原告患者さんの支援者の間で「助太刀」という言葉をよく耳にしました。「義によって助太刀いたす」といった雰囲気で。古めかしいこの言葉がなぜか、しっくり、ピッタリきたのでした。

震災を体験して私は、（誇張していえば）人生観も世界観も変わり、自分にとって「不自然」なものは受け入れまい、自分のその感覚を大事にして開き直ろう、と決めました。私にとって原発は、原爆と同じように絶対に「不自然」なものです。これだけの気の遠くなるような犠牲を払って、これだけの膨大な労力とストレスと予算を使って、このうえ再稼働や新増設などは考えられません。少なくとも国も東電も、過ちの「落とし前」だけはきちんとつけてもらわねばなりません。「明日は我が身」。ささやかながら私も、原告のみなさんの助太刀ができれば、と思います。

「津島現地スタディーツアー」レポート

近くまで来ても朽ち果てた自宅に入らない…

４月 16 日、津島現地スタディーツアーに参加した。ひさびさの福島だった。宮城から総勢 17 名、車４台に分乗、福島原発事故津島被害者原告団の方の案内で、福島駅を出発した。

私は、副団長の石井ひろみさんが運転する車に同乗させていただいた。車中では、40 数年前津島に嫁ぎ、家を切り盛りしのどかな生活を営んでいたが、突然福島原発事故が起き、年老いた義母

のお世話をしながら数回避難・転居を繰り返し、現在は、福島市内に中古住宅を購入しやっと落ち着いたことや、お孫さんの話などを伺った。

国道 114 号を南下し、1 時間程進み、川俣町山木屋地区をぬけると、浪江町津島地区についた。「帰還困難区域」の津島地区に立ち入る為には、事前に、住民の方が自宅に帰る一時立入申請を出し、同伴者として、氏名、生年月日、携帯番号等を申告し、身分証明書を携帯しなければ立ち入れない。

今野秀則原告団長等と合流、11 時、「津島スクリーニング場」で受付し、不織布の防護服・キャップ、マスク、靴カバー、線量計などを係員から受け取った。初めての防護服の着替えに、みんな悪戦苦闘した。

目の前に立ちはだかる一時立入用鍵付き蛇腹のバリケード、ガードマンにゲートを開けてもらい、制限地区に立ち入る。暫く進み、道路脇の単管のゲートを開け、平安時代の 1181 年建立、室町時代の 1400 年当地に移転した「稲荷神社」で、津島地区の歴史を聞いた。

「津島旧支所・津島開拓碑」の前では、二度も国策に翻弄された話を聞く。一度目は国策で戦前、満州や樺太に入植し、戦後、引き揚げてきて津島村に入植、やっと生活が落ち着き、開拓碑を建立した。ところが、国策で推進された福島原発が事故を起こし、津島の人達は再びふるさとを追われた。

「津島診療所」での説明。3/12 町の指示で町民はじめ 8,000～10,000 人とも言われる人々が津島に避難。普段 40 名程の患者が、当時 300 名以上となり、小学校まで 200m 程の行列となった。急な避難でカルテも薬手帳も無く、特に高齢者は服用中の薬名が分からず、又、何の治療のために薬を服用しているのかも失念している患者もおり、大混乱となった。小さな診療所のため薬の在庫が少なく、すぐに底をついた。レントゲン検査のため関根医師は常に線量計を身に着けていたが、震災前の結果は毎月 0 表示。しかし 12～15 日夕方までの 4 日間で、診療所内で診察に携わっていたにもかかわらず、800μSv もの被曝数値を示した。しかし、福島第一原発から北西に位置する津島方面へと風向きが変化したのは、15 日の夕方になってからと言われている。外に並んでいた人々はどれ程の被曝か？

原告団長宅で昼食を食べながら交流した後、「高橋養鶏場跡地」へ。4 万羽の鶏を飼育し採卵していたが、震災後エサが入手できず全て餓死した。ゲージの中に鶏の骨だけがあり、痛々しかった。

武藤原告団事務局宅に向かった。家の表側は綺麗だが裏の土塀が湿気のため崩れ、野生動物に荒らされた室内。家屋まで迫る畑に生えた、高く伸びた藪。除染作業の後敷き詰めた砂利に数センチ埋まった乗用車のタイヤ。おくさんは、近くまで来ても朽ち果てた自宅に入らないそうだ。

最後に、副団長の石井さん宅を案内された。150 年続く立派な木造住宅、表側は綺麗だが、裏の土塀が湿気のため崩れ、やはり室内は野生の小動物に荒らされていた。二度と住めなくなった自宅を見せなければならない無念さは如何ばかりか。

16 時、津島スクリーニング場で線量計、防護服等を返却した。線量計は初め 0.1μSvだったが、5 時間の積算で 1.4μSv外部被ばくしていた。

浪江町は、1968 年、棚塩地区の住民が「浪江原子力発電所誘致絶対反対期成同盟」を結成、委員長の舛倉隆さんを中心に反対同盟の人達が長い間、東北電力に絶対“土地を売らない”闘いを続け、浪江・小高原発建設計画を阻止した町だが、皮肉にも、福島原発事故で住民が住めない町になってしまった。

昼間は除染作業員等だけで住民のいない部落、除染廃棄物を詰めた黒のフレコンバッグはすでに「中間貯蔵施設」に運ばれ、高く積み上げられた異様な姿はもうなかった。桜が咲き誇り、のどかに水清く小川がさらさらと流れ、道路脇 20 メートル、1 筆でも土地が掛かれば自宅内まで 100 メートルまで綺麗に除染工事され、元が田んぼのところは作付けするわけでもないのに田んぼの形に綺麗に整地されていた。上がり続ける線量計の数字がなければ放射能を感じることができない、のどかな里山の風景がそこにあった。

（須田）

今年は「脱原発会社宣言」等の株主提案

ーー27 年連続、株主 211 名･253,400 株でーー

脱原発東北電力株主の会は、下記の６つの「株主提案議案」を、３月 27 日、昨年の提案株主と、昨年夏に議決権行使書を閲覧・謄写して賛同を確認した全国の株主約 760 名に、郵送しました。

今回も、株主さんには、「合意書」返送だけでなく、「株券電子化」の為、証券会社等に「個別株主通知申出書」を提出し「受付票」を入手・返送する手続きをして頂き、新しい株主さんも 37 名ほど増え、225 名の方から賛同を頂き、電力による「資格審査」の結果、最終的に 211 名･253,400 株の共同提案となりました（昨年は 217 名・276,500 株）。

４月 28 日、本店株式課に「株主提案議案」「株主提案権行使請求書」等を提出・受理され、県庁で記者会見し（3 名参加）、『河北新報』に掲載されました。

【株主提案要旨】

●「脱原発会社宣言」～ロシア軍によるウクライナの原発の占拠は、人類史上初めて、有事には原発が直接の攻撃対象になり得ることを全世界に突きつけ、原発の存在それ自体が自ら自国に設置した「動かぬ核兵器」となり得る可能性を白日の下にさらした。これを受けて、原子力規制委員会の更田委員長は、我が国の原発の安全対策は武力攻撃を想定していないことを指摘し、はっきりと「守りようがない」と述べた。原発の存在は、東北電力の経営理念「地域社会との共栄～安全・環境・企業倫理」とは決して相容れず、真逆の「地域社会の滅亡」さえもたらす可能性をはらむことが明白になった。

●「原子力発電所再稼働に先立つ特定重大事故等対処施設の設置」～日本国内の原発は、航空機衝突やテロリスト侵入などに対処するため、2013 年に施行された新規制基準で特重施設の設置が義務付けられた。女川原発２号機の場合、工事計画認可から５年以内、2026 年 12 月 22 日までの設置が求められ、再稼働予定が 2024 年 2 月のため、最悪２年 10 か月間、特重施設がないまま稼働することになる。本年３月４日、ロシア軍がウクライナのザポリージャ原発を攻撃したことを受け、福井県杉本知事は３月８日に岸防衛相を訪問し、迎撃態勢や自衛隊の配備を求める要望書を提出した。現在の世界情勢に鑑みれば、原発の存在は脅威以外の何ものでもない。特重施設の設置無しの再稼働は論外で、立地自治体住民等に安心を与えるよう、自主的に、特重施設の設置が完了するまで原発の再稼働を行わない。

●「原子力損害賠償保険、原子力財産保険への加入」～東北電力は、東日本大震災以来 11 年間原発を稼働していないが、女川原発２号機の 2024 年２月の再稼働を目指している。しかし、女川原発は、震災で大きな被害を受け、東京電力福島第一原発のような大事故となる恐れもあった。その福島原発事故で、東京電力は少なくとも 22 兆円にのぼると見込まれる損害賠償などの責任を負った。原子力損害の賠償に関する法律に定められた 1,200 億円ではけた違いに不足であり、この損害賠償は現行の制度では税金や電気料金という形で国民が負担させられているが、本来ならば原発により利潤を得ている、設備の製造者を含む原子力関連事業者が負担すべきものです。このような大事故を経験した以上、最低限、同規模の事故を想定して 22 兆円以上の損害賠償保険等に加入すべきで、それができない場合には、原子力設備を全て廃止するべきです。損害賠償等の対策が不十分なままでは社会的に極めて無責任であり、過大な経営リスクを負うのも明らかです。

●「放射性廃棄物の処理・処分の確定」～日本で商業用原子力発電が始まったのは 1966 年、それ以来 56 年が経過。本来ならば原発が生み出す危険物である放射能の処理・処分方法を確定させてから始めるべきでしたが、それを先延ばしして大量の放射能を作って来ました。そのごく一部の低レベル放射性廃棄物は青森県六ケ所村の埋設センターに埋立処分されたが、使用済核燃料とそれから取り出された高レベル廃棄物をはじめほとんどの放射能は処理・処分方法も見つからないまま、発電所敷地内その他に保管されています。福島第一原発で作られた放射能は福島原発事故で大量に環境に撒き散らされ、大きな被害をもたらし、これからも汚染水の海洋放出などで多くの問題を引き起こして行きます。放射能の発生者として、その処理・処分を早急に確定させることが責任として求められており、原発の再稼働を行うことは、この放射能をさらに増大させることになります。処理・処分を確定出来なければ、再稼働させるべきではありません。

●「相談役及び顧問等の廃止」～相談役・顧問制度は、日本企業特有のもので、会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘等、外国人投資家を中心に批判が出ており、企業統治（コーポレートガバナンス）の向上の観点からも見直しの動きが広がり、すでに、ソニーやパナソニック等、多くの国内企業が廃止。東北電力では、高橋宏明氏等が特別顧問等に就任、電力全面自由化が進展する中、危険で不安定な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、経営を危うくし赤字決算の原因をつくってきた。再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵をきる為にも、悪しき慣習でしかない相談役・顧問制度を廃止すべき。（この議案は、昨年、株主の 27%の賛同を得たので再提案。）

●「日本原子力発電からの資金回収」～1 月 31 日、当社は 2022 年 3 月期の通期連結業績予想を下方修正し、純損益が 230 億円の黒字から 450 億円の赤字になり、「期末配当は未定」と発表。赤字は東日本大震災以来９期ぶり。その理由に燃料価格高騰を挙げているが、震災後 11 年間も、稼働していない当社の原発部門に毎年 1,000 億円を支出し、さらに電気を受電していない日本原電東海第二原発に毎年「他社購入電力料」名目で中間配当金に匹敵する約 100 億円（総額約 1,000 億円）を無償提供するなど、原発に偏った経営で財務耐力をなくした結果です。同原発は、運転期限 40 年超の「老朽」原発かつ「被災」原発であり、昨年の水戸地裁「運転差止」判決や地元や関東圏の住民からの再稼働反対の声に加え、安全対策工事の遅れで再稼働予定が２年延期になるなど、再稼働は見通せません。電力自由化に対応し財務の健全性を確保するためにも、早急に、日本原電へ無償提供した資金を回収し、配当金等に廻すべきです。

東北電力は、３月 30 日、女川原発２号機の安全対策工事の完了時期を、2022 年度中から 2023 年 11 月に８ヶ月延期（完了延期は５回目）、再稼働予定を 2024 年２月と発表した。電力自由化で、原発がますます“お荷物”になり、東北電力も“足掻き”始めました。今年の株主総会も、新型コロナウイルスの影響でどうなるか分かりませんが、上記の脱原発議案と、事前質問書を基に、「女川原発再稼働中止ー全ての原発の廃炉」を経営陣に迫ります。

（空）

東北電力㈱ 第 98 回定時株主総会
日時□6 月 28 日（火）午前 10 時
会場□東北電力本店1階大会議室

大崎放射性廃棄物問題ー相手は実に狡猾で、したたかなのです

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会（船形山のブナを守る会）　芳川良一

いつも大崎の汚染廃棄物問題に関心を寄せていただき、ありがとうございます。今回でたしか６回連続になるかと思います。拙文に紙幅を提供していただいている『鳴り砂』の編集者の方々、そしていまご一覧いただいている読者の皆様に、感謝いたします。

コロナやウクライナ情勢に目を奪われているさなかでも、汚染廃棄物問題は日々展開をしています。今回は、先日４月 25 日に開かれた大崎住民訴訟の進行協議期日についてと、それに先立つ４月 22 日大崎市古川で開催した「排ガス測定結果報告」について、報告いたします。

また、最近、廃棄物関連で見逃すことのできない動きが、二件立て続けに報じられています。栃木県那須町の指定廃棄物暫定集約と丸森町除染土埋立て実証試験です。いずれも環境省がらみの事業です。これといった知見を持ち合わせているわけでもなく、また情報も新聞・TV で報道されて

いる域を出ませんが、放射性廃棄物処理についての国の方針を探るうえでの手がかりになりそうなので、少し言及してみたいと思います。

○4.25 仙台地裁 大崎住民訴訟・進行協議

次回口頭弁論期日は、ちょっと先になりますが、7 月 25 日（月）13:30～ 仙台地裁 101 法廷 となりました。そのあと、仙台弁護士会館 4F で、いつものように報告集会があります。

次回口頭弁論期日では、弁論更新と原告代表意見陳述が行われる予定です。弁論更新は裁判体の変更（左陪席裁判官が異動）にともなうもので、当訴訟では二度目になります。わたくしのような法律の門外漢には弁論更新はありがたいものです。いままでの経緯や争点をきっちり整理してもらえるからです。それにしても裁判長が代わり、陪席裁判官が異動となると、ちょっと不安な思いもあります。此度異動になる陪席裁判官は、初めから当訴訟に係わってきたただ一人の裁判官ということなので、なおさらです。弁護団には、しっかりと弁論更新をしていただきたいと願っています。

現時点で裁判は、放射能が煙突から漏れているという主張立証が排ガス検査結果で一段落し、次のステップに移行しようとしている最中です。次のステップというのは、内部被ばくによる平穏生活権の侵害になります。いよいよ核心の内部被ばくの論証に入ります。原告としては、法廷におけるＤＶＤ「核の傷」上映と、内部被ばくに詳しい西尾正道医師による証人尋問を求めています。このＤＶＤ上映と専門家の証言が実現するかどうかは、次回口頭弁論期日ではっきりするはずです。原告側は、専門家による証人尋問のほかに、原告本人尋問も求めています。汚染廃棄物の焼却により原告の日常生活にどんな影響がもたらされたかを陳述していきます。これらは次々回以降の口頭弁論で漸次実施されていくことになるでしょう。

此度の進行協議では、原告側弁護団から、結審までのスケジュール案が示されました。訴訟の事象である試験焼却が終わり、本焼却が始まってもうすぐ２年も経ちます。本焼却は７年の計画なので、三分の一近くを終えたことになります。判決が急がれる理由です。年内にすべての立証手続きを終え、年度内（2023 年３月末）までに結審したいと要望しています。そのスケジュールからいったら、これからぱたぱたと急ぎ足で進めないといけません。

報告集会で、大崎住民訴訟以外に内部被ばくを争点とした裁判はあるかという質問がでましたが、弁護団弁護士から、「黒い雨裁判があるが、ほかに正面から取り上げているのはないと思われる、それだけ大崎住民訴訟は重要な裁判である」との説明がありました。原告も支援者も、全国に先駆けた裁判を闘って（支援している）という気概を持ち、意義を確認して臨むことは、裁判を続けるうえで大事なことだと思います。

此度の進行協議（非公開）には、被告は代理人も含めて８人が出席していました。しかし、ほとんど発言はありませんでした。勿論、反論もありません。いつものことながら、どういうことなのでしょうか。どういう戦術なのでしょうか。自分たちの勝ちを信じての慢心なのか、争う気がないのか、反論することによる墓穴の拡がりを恐れているのか、実に理解に苦しみます。しかし、だからといって安心をしたり、見くびったりしてはいけません。相手は実に狡猾で、したたかなのです。

○4.22 青木一政氏による排ガス測定結果報告

質疑応答のとき、青木氏に、煤塵の微粒子の成分分析はできないのか、分析可能なら何故しなかったのかと尋ねたところ、被告が排ガス測定を認めるにあたって採集した試料は一か月後に廃却することを条件としたのでできなかったとの回答でした。先に述べた被告の狡猾さを示す好例である。

じつに残念です。もったいないことをしました。成分分析で微粒子にセシウムが含まれていることが明らかになれば、話は直接的で、簡単なのです。煤塵におけるセシウムの存在形態や成分の論証に無駄な時間を割く必要はなかったし、みんなが素直に納得できたはずです。

さて、今回の 4.22 の報告会ですが、それまでに二度の延長の末「三度目の正直」でようやく開

催できました。２月はオミクロンで流れ、３月は3.16 の地震で新幹線が脱線して講師の青木氏が来られなくなる事態が生じました。三度目の設定の時は、あたかも狼老人（オオカミロウジン）にでもなったような心境でした。ともあれ、時間延長公定法を提案し測定結果を評価した青木氏に何とか来ていただき、排ガス測定結果を詳しく説明をしていただきました。

開催日前後は大崎市でコロナ感染者が急増し、70～100 人程度発生した時期です。それでも20 数名が参加し、その中には弁護団の弁護士、報道記者、東京の大学の名誉教授、市議会議員もいて、多角的な質疑・意見が交わされた、充実した報告会だったと思っております。

せっかくですから、青木氏の纏めた七つの「排ガス測定が明らかにしたこと」を転写しておきます。

① バグフィルターから煤塵（飛灰）が漏れていることが重量で明らかになった。
② Cs 濃度が不検出になった理由は、一般ごみとの混焼による希釈が想定を超えて大きかったことによる。公定法で Cs を検出するためには数百日の排ガス収集が必要（公定法の限界）。
③ 今回の飛灰の Cs 濃度（重量濃度）は230Bq/kg である（大崎市調査）。従って漏れ出した煤塵（飛灰）の Cs 濃度も、粒径の違いを無視すれば同等と言える。
④ 飛灰の Cs 濃度は飛灰の粒子サイズが小さいほど高くなる。したがってバグフィルターをすり抜けた飛灰の Cs 濃度は更に高い（粒径0.165μm で 810Bq/kg となる）。粒径の小さいものほど煤塵個数が多いことに注意が必要。
⑤ 排ガス量は膨大であるため、僅かな煤塵漏れであっても、長期間にわたれば膨大な量となる。
⑥ 煙突から出た排ガスは均一には拡散しない。風下の特定の場所に集中する。
⑦ 被告が根拠とする「バグフィルター99.99%捕捉論(重量基準)」（国環研大迫論文）の３倍から 12 倍の漏れを確認した。大迫論文は一般化できないことが立証された。

これで「セシウムは不検出。しかし煤塵を捕捉」の意味がご理解いただけたでしょうか。上記は報告会で配布された資料からの転記で、同じ資料を「ちくりん舎」のＨＰで見ることができます。詳しい推論にご関心があるかたは、どうぞご参照ください。

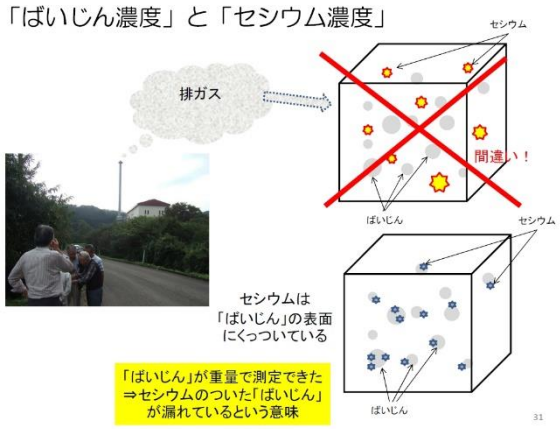

○栃木県那須町で指定廃を暫定集約保管、宮城県丸森町で環境省が除染土埋立て実証試験

那須町長が臨時記者会見で、町内の指定廃棄物を民有地に暫定集約すると述べたと、とちぎテレビが報じました（3 月 25 日）。那須町では農林系指定廃棄物が 53 戸の農家に 1,680 トン保管されているが、コンクリートの施設を整備し、集約・保管するのだそうです。費用はすべて国持ち。

指定廃棄物処理としては、一歩前進には間違いありません。大崎耕土を放射能汚染させない連絡会の大方のかたの評価も、前進ととらえているようです。

ただ、わたくしは、二つの点で引っ掛かります。ひとつは、指定廃は国の事業です。たとえ費用は国が負担するにしても、何故町が前面に出てやらなければいけないのか。そこにからくりや或いは落とし穴はないのか。もう一つは、暫定集約・保管というところです。コンクリート製の施設を整備するなら、暫定ではなく長期に、放射能が自然減衰して安全なレベルになるまで保管すべきではなかろうか。放射能汚染廃棄物は長期遮蔽保管が基本です。

町が前面に出ることによって（それには町としてのいろいろな事情があるのでしょうが）、本来あるべき処理方法から離れるのでは困ります。暫定集約後、環境省の（いったんは頓挫した）指定廃棄物最終処分場建設へと方向づけられるのではないでしょうか。そうなったら那須町は、環境省の片棒を担ぐことになります。ひょっとして那須町が建設候補地になるかもしれません。わたくしはそれを危惧します。

環境省が宮城県の丸森町で除染土壌の埋立て実証試験を始めます。除染土の埋立て実証事業は栃木県那須町と茨城県東海村で行われた（東海村は未完了）が、丸森では除染土壌のほかに枝葉など

が入った除染廃棄物も埋立てる計画だそうです。4 月 22 日に環境省の検討チームが視察に入ったとのことで、いよいよ宮城でも始まったという感じです。ところで環境省の HP をのぞいてみたところ、そこでは除染土壌ではなく除去土壌とあります。こんな言い換えは言葉の遊びで、まやかしです。除染は除染と、堂々と言ったらいいではないでしょうか。こんなことでも環境省に対する不信感が募ります。

環境省は、福島県南相馬市と飯館村で「再生利用」の実証事業を、そして栃木県那須町、茨城県東海村と宮城県丸森町で「埋立て処分」の実証事業を、展開しています。いずれも、いったん除染によってかき集めた除染土を、埋め戻すことになります。いったい何のために巨費を投じて除染をしたのか。もはや原発事故の証拠隠滅です。再生利用は全国の公共事業を対象にしていると言っているので、放射能を全国的に拡散することにもなります。いままで放射能汚染と無縁だったところにも、再生利用という聞こえのいい名のもとに、放射能が持ち込まれるのです。除染土の再生利用はやってはいけませんし、また安易な埋立て処分もやってはいけません。また、放射性廃棄物処理について最終的な処理方針も未だない中での苦し紛れの処置では、再生利用も埋立て処分も、そのままなし崩し的に最終処分になってしまいかねません。

4 月 23 日の朝日新聞に、丸森町実証事業を環境省が視察したと報じる記事が載っていますが、そこに「(検討チームの委員 4 人は）作業の手順を細かく確認したり、放射線量の計測方法の改善点を指摘したりしていた」とありました。みなさん、大崎地域で 8,000Bq/kg 以下の焼却（混焼）対象物の中から 8,000Bq/kg 超えのものが見つかったという件を覚えておられますか。ここで言っている計測方法の改善点が、この 8,000Bq/kg 超えの対策（8,000Bq/kg を基準に厳密に区分する）を織り込んだものなら、即ち、特措法の計測ガイドラインの見直しを内容とするものなら、わたくしは環境省に脱帽し、お詫びしたいと思います。しかし「ガイドラインは正しい」一点張りの環境省としては、それはあり得ない話です。わたくしたちは昨年来、環境省と県に対し、ガイドラインの矛盾（いい加減さ）を追及し、再三にわたり面談を求めているのですが、環境省と県は、いろいろな口実を言っては逃げまくり、一向に会おうとしないのです。丸森の現地での改善点は、矛盾に満ちた計測方法の、何をどのように改善しようというのでしょうか。

（2022.4.30 記）

●訃報　5 月 13 日、鹿野文永さん（旧鹿島台町長）が永眠されました。86 歳。「憲法 9 条を守る首長の会」結成に参画し積極的に平和活動を行ない、また「女川原発再稼動の是非をみんなで決める県民投票を実現する会」の活動では、宣伝カーに一緒に同乗し、部落の隅々まで案内しながら、自らマイクで声がけしていただきました。ご冥福をお祈りいたします。　（空）

●「川柳」「短歌」募集中

今日もまた　屍重ねる　ウクライナ

電気代　あがる今こそ　考える
節約のための　アンペアダウン

（三陸亭のりお）

【編集雑記】

●同封の仙台高裁に提出する『ふるさとを返せ津島原発訴訟～原発事故の責任を問いふるさとを原状回復するために公正な判決を求める署名』に協力を！

●11 年経った現在も、2011 年 3 月 11 日 19 時 3 分から「原子力緊急事態宣言」が発令中！！

（空）

【予告】映画『核の大地－プルトニウム物語』上映会＆渡辺謙一監督（仏在住）来日講演会
「ヨーロッパの原発事情とウクライナ戦争が明らかにした原発の脆弱性・非経済性（仮）」
日時：７月１３日（水）午後　　会場：仙台メディアテーク 7F スタジオシアター
主催：みやぎ脱原発・風の会〈連絡先〉090-8819-9920　ﾒｰﾙ hag07314@nifty.ne.jp（舘脇）
※料金・時間等の詳細は、後日、風の会ＨＰ、メールや電話などでご確認下さい

【インフォメーション】

［詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい］

第 433 回女川原発の再稼働を止める！
福島原発事故を忘れない！　子供を守れ！
汚染はいらない！みやぎ金曜デモ In 仙台
（略称：脱原発みやぎ金曜デモ）
日時：5 月 27 日（金）元鍛冶丁公園
（18 時 15 分集会、18 時 30 分デモ出発）
主催：みやぎ金曜デモの会（代表　西）
〈連絡先〉070-5092-1701（西）
e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com
ブログ：http://miyaginonuke.blog.fc2.com/
twitter:@miyagi_no_nuke

「ふるさとを返せ」福島原発避難者
山木屋訴訟控訴審　仙台高裁
第２回口頭弁論　５月２３日（月）14時～
第３回口頭弁論　８月２２日（月）14時～

NPOきらきら発電・市民共同発電所
オンライン講演会「石徹白での挑戦」
講師：平野彰秀さん（NPO法人地域再生機構副理事長・岐阜県郡上市いとしろ）
日時：５月２５日（水）14時～15時30分
申込先：h-mitobe@wa2.so-net.ne.jp

女川原発再稼働差止訴訟
第３回口頭弁論　仙台地裁101号法廷
６月８日（水）11時～
第４回口頭弁論　仙台地裁101号法廷
９月２１日（水）11時～
女川原発再稼働差止訴訟原告団
〈連絡先〉090-7932-4291（日野）
【裁判支援カンパ】
郵便振替口座　０２２５０－６－１１８５６４
口座名義　門間　弘（原告団会計）
※通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」と記入を

「福島原発被害南相馬訴訟」控訴審
第４回口頭弁論　仙台高裁
６月１４日（火）14時～

「元の生活をかえせ」いわき市民訴訟控訴審
第２回口頭弁論　仙台高裁
７月２０日（水）14 時～

放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟
第１６回口頭弁論　仙台地裁101号法廷
７月２５日（月）13時30分～
弁論の更新手続き、原告代表意見陳述
【報告集会】14時30分～仙台弁護士会館4階

「子ども脱被ばく裁判」控訴審
第４回口頭弁論　仙台高裁
９月１２日（月）14時30分～
子ども脱被ばく裁判の会
事務局　080-5220-4979
kodomo2015-info@oregano.ocn.ne.jp

「ふるさと喪失・宮城」訴訟控訴審
第４回口頭弁論　仙台高裁
９月１４日（水）14時～
原告意見陳述、進行協議（非公開）

【もくじ】

●雨の中 300 人結集！
「STOP！女川原発再稼働」を訴える！……1
●規制委は東北電力の言いなり
＝「事実確認」せず合格！　……3
●今は人の気配が途絶えても　……5
●近くまで来ても朽ち果てた自宅に入らない……5
●今年は「脱原発会社宣言」等の株主提案……7
●相手は実に狡猾で、したたかなのです　……8
●訃報　鹿野文永さんが永眠　……11
●インフォメーション　……12

【別冊もくじ】

●「事実確認」から“芋づる式”に
掘り起こされた問題点！　……1
●情報公開・個人情報保護審査会に
「意見書」を提出　……4
●女川原発アラカルト　……7
●脱原発みやぎ金曜デモ　……10
●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き　……10